

## はじめに

現在、わが国は人口減少社会のなかで、少子高齢化や核家族化の進行、不安定な経済状況などにより社会経済情勢も様変わりをし、保健・福祉を取り巻く環境も急激に変化をしております。

このような背景の中、市では平成15年3月に、福祉施策の総合的な指針となる「清瀬市福祉総合計画」を策定し、すべての市民が、安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指して取り組んでまいりました。

その後、次世代育成支援対策推進法、発達障害者支援法そして障害者自立支援法の制定をはじめ、介護保険法の改正、後期高齢者医療制度の実施など福祉にかかわる法律の制定・改正が行われました。また、更なる保健福祉サービスの新たなニーズへの対応が求められている状況にあります。

こうした中、今回、子どもから高齢者、そして障害のある方や健常者も含め、すべての市民が安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、現在の計画の見直し・改定を行い、「清瀬市保健福祉総合計画」を策定いたしました。この計画は、保健福祉の総合計画であり、保健・福祉・子育てなど各分野を総合的かつ計画的に推進するための内容となっております。

清瀬市は、緑豊かな自然環境のあるまち、医療・福祉施設に恵まれたまちであり、農業の元気なまちであります。こうしたきよせの個性・財産を活かして市民の皆さまが自立した生活や社会参加ができ、人々が安心して暮らせるまちを築いてまいります。

この計画の策定にご協力・ご指導いただいた、日本社会事業大学の村川浩一教授をはじめとする各分野のエキスパートの先生方、策定委員会・各専門部会の委員及び関係者の皆さま、そして多くの貴重なご意見、ご提言をくださった市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

市といたしましても、この計画で掲げた目標の実現に向けて、これからも市民の皆さまと全力で取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。



平成21年3月

清瀬市長 星野 繁



# 目次

## 第1部 総論

第1章	計画の策定にあたって.....	3
第1節	計画策定の背景・趣旨.....	3
第2節	計画の位置づけ.....	4
第3節	計画の期間.....	5
第4節	計画の策定体制.....	7
第5節	計画の評価と総合的推進.....	8
第2章	計画の基本的な考え方.....	9
第1節	計画の基本理念.....	9
第2節	基本目標.....	9
第3節	ライフステージに基づく分野別施策の展開.....	10
第4節	分野別計画の体系.....	11
第3章	人口の推移と推計.....	14

## 第2部 各論

### I みんなで地域福祉を進めるために（地域福祉計画）

第1章	地域福祉計画の基本理念.....	19
第1節	計画の基本理念.....	19
第2節	前期計画の評価と地域福祉の課題.....	21
第2章	地域福祉計画の基本施策.....	23
第1節	福祉サービスを上手に利用できる仕組みづくり.....	23
第2節	福祉サービスの充実のために.....	29
第3節	みんなが参加し、行動に移せる場を.....	34
第3章	地域福祉を推進するために.....	39

第1節	総合的な地域福祉の展開.....	39
第2節	市民との連携・協働.....	44
資料編	ボランティア・市民活動団体一覧.....	47

## II 子どもから高齢者まで健康で心豊かにすごせるまち

### (健康増進計画「きよせ健康づくり21」)

第1章	計画の策定にあたって.....	53
第1節	策定の背景・趣旨.....	53
第2節	計画の期間.....	55
第3節	計画の対象.....	55
第2章	計画の理念・目標.....	56
第1節	計画の理念・目標.....	56
第3章	保健事業を取り巻く市の現状.....	58
第1節	医療費の動向.....	58
第2節	主要死因の状況.....	59
第3節	分野別にみた本市事業の実施状況.....	60
第4章	具体的な取り組みの推進.....	68
第1節	栄養・食生活.....	68
第2節	身体活動・運動.....	70
第3節	休養・こころの健康づくり（重点）.....	72
第4節	たばこ.....	74
第5節	アルコール.....	77
第6節	歯の健康.....	79
第7節	糖尿病・メタボリックシンドローム（重点）.....	81
第8節	循環器疾患（重点）.....	83
第9節	がんの予防（重点）.....	85
第5章	健康なまち「きよせ」の実現に向けて.....	87
第1節	健康づくりと市の役割.....	87
第2節	計画の評価と見直し.....	89

資料編	ライフステージごとの目標と取り組み.....	90
-----	------------------------	----

### Ⅲ 子どもたちがのびのび育つために

#### (きよせ次世代育成支援行動計画後期計画)

第1章	総論（計画を策定するにあたって）.....	101
第1節	計画策定の背景.....	101
第2節	計画の位置づけ（前期計画との関連）.....	101
第3節	計画の期間.....	102
第4節	計画の基本理念.....	103
第5節	計画の基本的視点.....	104
第2章	清瀬市次世代育成支援の現状と課題.....	105
第1節	現状.....	105
第2節	清瀬市の次世代育成支援関連施策等の状況.....	116
第3節	前期計画の評価.....	119
第3章	後期計画の目標と重点課題.....	122
第1節	後期計画の基本目標.....	122
第2節	後期重点課題.....	123
第4章	後期行動計画.....	125
第1節	施策体系.....	125
第2節	人口推計.....	126
第3節	目標ごとの現状及び施策の方向性.....	127
第5章	目標事業量.....	144
第6章	今後の取り組み.....	152
第1節	推進体制の整備.....	152
第2節	地域との協働.....	153

## IV 障害のある人がいきいきと暮らせるために

### (障害者計画・第2期障害福祉計画)

第1章	障害者計画の基本理念.....	157
第1節	計画の法的位置づけ.....	157
第2節	計画の基本理念.....	157
第2章	障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり.....	159
第1節	子どもの療育・教育の支援体制の整備.....	159
第2節	社会参加や就労の促進.....	163
第3章	誰もが快適に暮らせるまちづくり.....	167
第1節	理解と交流の促進.....	167
第2節	福祉のまちづくりの推進.....	170
第4章	障害のある人の生活を支えるまちづくり (第2期障害福祉計画).....	174
第1節	重点施策と数値目標.....	174
第2節	障害福祉サービス等の充実.....	181
資料編	.....	194

## V 高齢者がいきいき暮らせるために

### (高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画)

第1章	高齢者保健福祉計画の基本理念.....	203
第1節	基本理念及び基本目標.....	203
第2節	計画対象人口の推計.....	205
第3節	前期計画の評価と高齢者施策・介護保険サービスの課題.....	206

第2章	高齢者がいきいき暮らせるための施策の展開.....	208
第1節	一人ひとりがその人らしくいきいき暮らすために.....	208
第2節	いつまでも元気に介護を必要とせずに暮らすために.....	210
第3節	介護が必要となっても安心して暮らすために.....	213
第4節	住み慣れた地域で安心して暮らすために.....	219
第5節	身近な地域相談・ケア体制の構築.....	222
第3章	介護保険サービスの利用見込みと事業量の設定.....	227
第1節	介護給付・予防給付のサービスの利用見込み.....	227
第2節	第1号被保険者の保険料の設定.....	235
資料編	清瀬市の高齢者を取り巻く現状.....	240

## 資料編

1.	清瀬市保健福祉総合計画策定委員会設置要綱.....	269
2.	清瀬市保健福祉総合計画策定委員会及び同専門部会委員名簿.....	271
3.	清瀬市保健福祉総合計画策定委員会及び同専門部会開催経過.....	273
4.	用語解説.....	278



# 第1章 計画の策定にあたって

---

## 第1節 計画策定の背景・趣旨

市では、平成15年3月に、高齢者のみならず、障害のある人や児童などすべての市民が、安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めていくために、福祉施策の総合的な指針となる「清瀬市福祉総合計画」を策定しました。

その後、次世代育成支援対策推進法（平成15年）の制定をはじめ、発達障害者支援法の制定（平成16年）、介護保険法の改正（平成17年）、障害者自立支援法の施行（平成18年）、後期高齢者医療制度の実施（平成20年）など福祉にかかわる法律の制定・改正が行われ、保健福祉サービスの新たなニーズへの対応が求められています。

今回の見直し・改定では、保健福祉を取り巻く昨今の動きに適切に対応し、市民一人ひとりに生涯を通じて総合的・体系的に保健福祉サービスを提供する必要があるという認識のもと、これまでの清瀬市福祉総合計画及びその後に策定した次世代育成支援行動計画（前期計画）、高齢者保健福祉計画（第3期介護保険事業計画）、そして障害福祉計画（第1期）に、新たに健康増進計画を加え、市の保健福祉の総合計画として、今後7年間を計画期間とする「清瀬市保健福祉総合計画」を策定するものです。

本市は、緑豊かな自然環境に加えて、「医療・福祉施設に恵まれた学園都市」、「都心に近い住宅都市であり農業のまち」という大きな特色があり、これらの地域社会資源を生かした取り組みを通じて、人々が安心して子育てをし、生涯を通じて健康な生活を営み、地域の支え合い・助け合いによって、障害のある人も高齢者もそれぞれに豊かな人生が過ごせるまちづくりを総合的に推進していく必要があります。

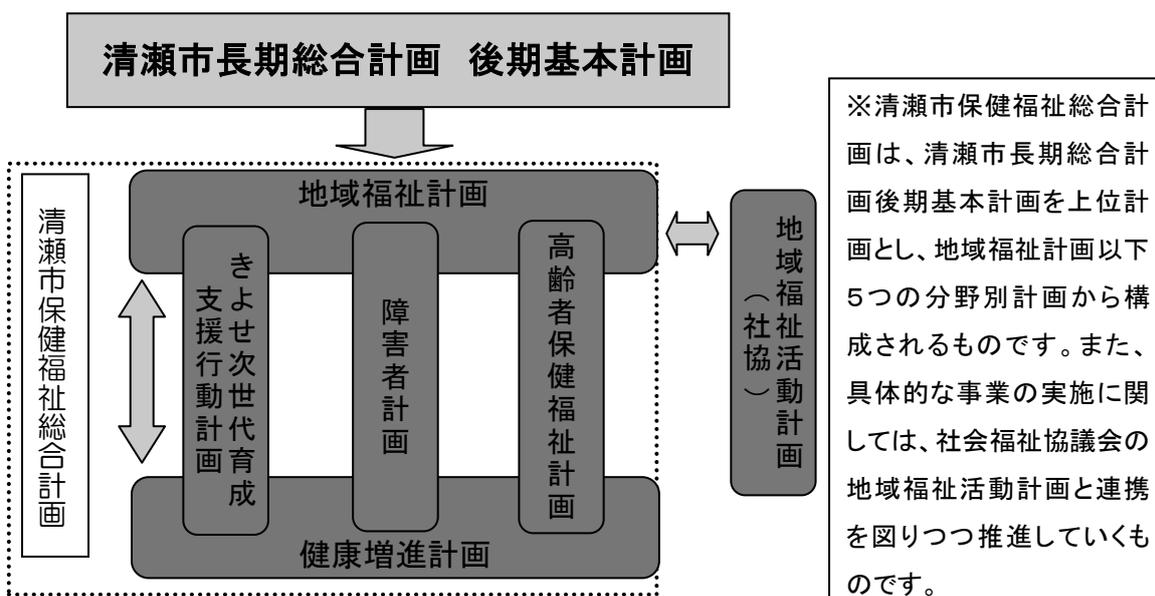
また、本計画では、従来の部門別計画に加え、乳幼児期から高齢期に至る人生のライフステージごとに、それぞれの生活課題別に保健福祉施策・事業の展開を図り、一人ひとりの必要性に応じたサービスの把握と、その主体的な選択が容易になるように努めました。

本計画は、清瀬市長期総合計画で定めた将来の健康福祉のまちづくりの方向性を見据え、人々が健康で互いに支え合い・助け合う地域福祉社会の実現に向け、市民と行政との協力協働、関係機関・団体等と連携するなかで、目標の達成を図るものです。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、清瀬市長期総合計画・基本構想の実現に向けた保健福祉分野の総合計画で、地域福祉計画をはじめとする以下の5つの分野の個別計画の性格をあわせ持つものです。また、各分野において共通するテーマである行政の役割、市民参画、行政との協力協働、関係機関・団体等との連携を示すものです。

	区分	主な内容
清瀬市保健福祉総合計画	地域福祉計画	福祉サービスの適切な利用の推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉活動への住民参加、行政との協力協働、要援護者の支援方策等の目標を定め、各個別計画に共通する施策を包含する計画
	健康増進計画	地域の特色を活かし、生涯の各ステージ（世代）に応じた目標設定型の計画の策定・推進により、市民一人ひとりの健康づくり、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目指す計画
	きよせ次世代育成支援行動計画（後期計画）	清瀬市におけるすべての子どもと家庭を対象として、今後の子育て支援対策等について方向性や目標を定めた計画
	障害者計画（第2期障害福祉計画含む）	ノーマライゼーションの理念のもと、障害者の状況を踏まえ、社会状況の変化や複雑多様化するニーズに的確に対応していくための障害者に対する総合的な計画
	高齢者保健福祉計画（第4期介護保険事業計画含む）	高齢者が「住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送られるよう、健康でいきいきと暮らしていけるまち」の実現を目指す計画

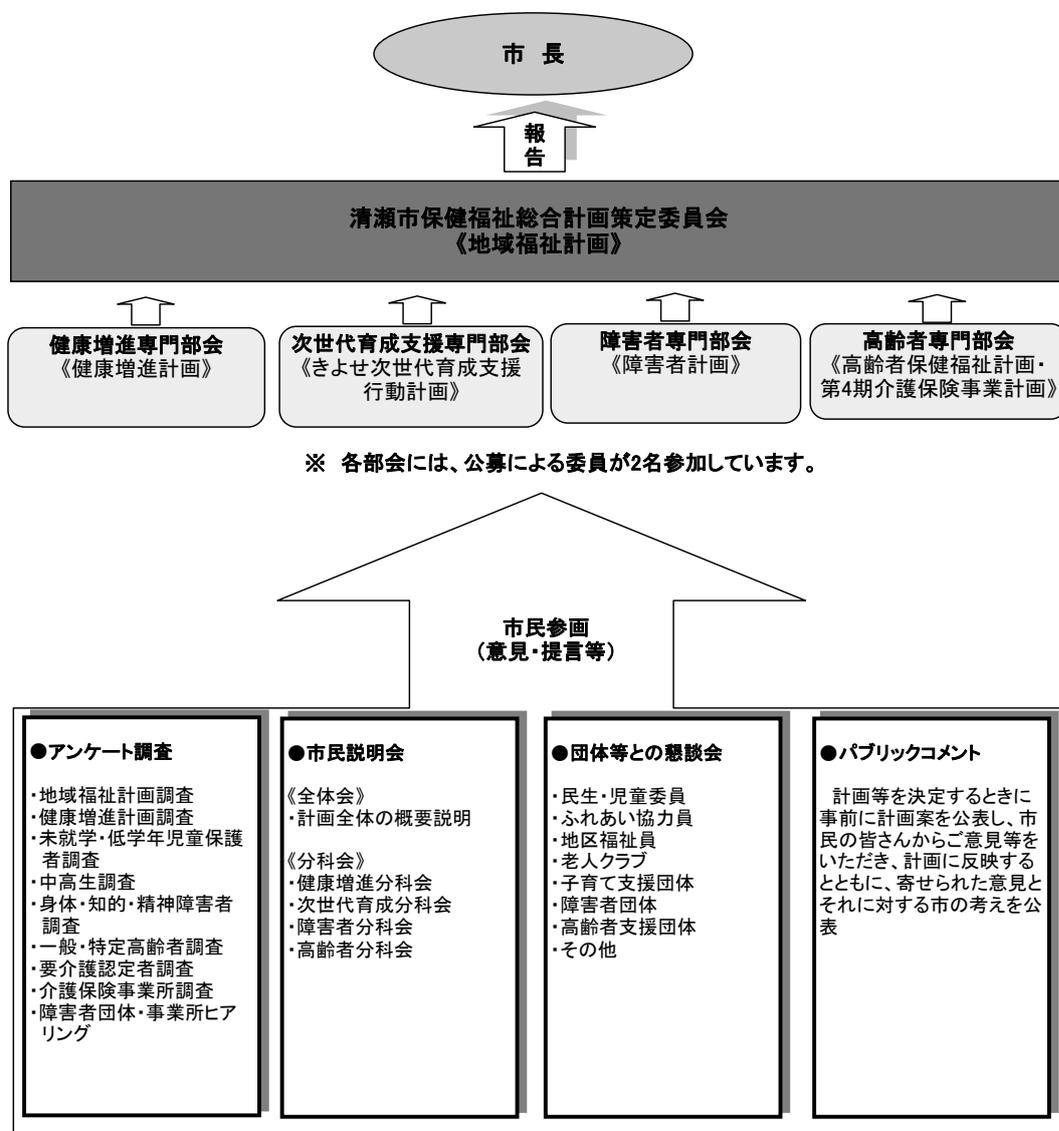




※障害者計画は、社会福祉の基盤を地域福祉計画と共通するものであることから、地域福祉計画にあわせて7か年を計画期間とし、最終年度に見直し・改定を行います。ただし、第2期障害福祉計画は、3か年を1期とする計画であることから、平成23年度に見直し・改定を行う予定です。

※高齢者保健福祉計画は、社会福祉の基盤を地域福祉計画と共通するものですが、第4期介護保険事業計画の3か年を1期とする計画期間にあわせて、平成23年度までの計画とし、最終年度に見直し・改定を行います。

## 第4節 計画の策定体制

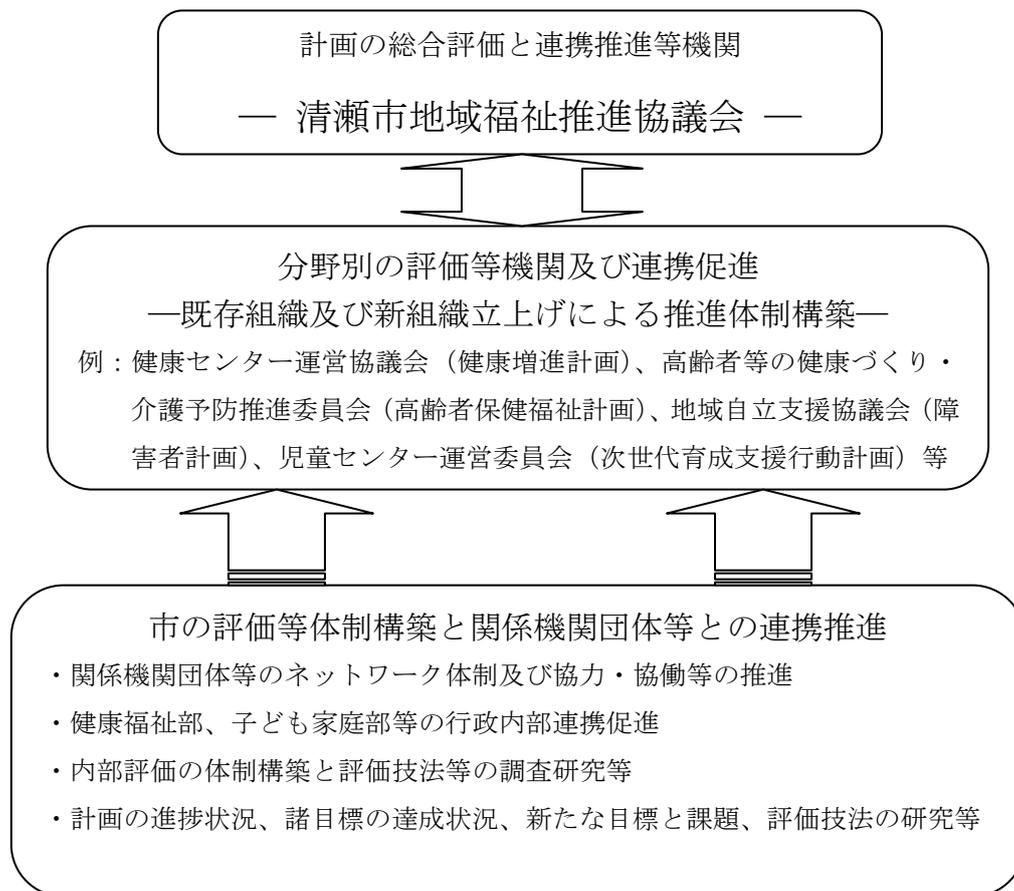


## 第5節 計画の評価と総合的推進

市は、本計画に基づき、子ども、障害のある人並びに高齢者及び市民一般の健康増進・福祉の向上に向けた諸施策の計画的な展開を図るほか、関係機関や市民代表等から構成される「清瀬市地域福祉推進協議会」において計画の進捗、諸目標の達成状況の点検、評価並びに新たな目標・課題の設定について審議検討を行うことを通じて、地域福祉の推進に努めるものです。また、評価にあたっては、変動の激しい近年の社会経済状況の中に置かれている市民の生活実態や市行政のあり方等も踏まえた観点も必要となります。

本計画の推進にあたっては、地域福祉推進の中核である社会福祉協議会やボランティア団体、NPO、並びに保健・医療・福祉・介護関係機関等との連携を踏まえ、目標の達成に努めます。

なお、本計画は、保健福祉分野にとどまらず、教育、住宅、就労、環境、まちづくりなど市民の生活関連分野と深くかかわります。従って、市民との協力協働をより円滑で実りあるものとするため、庁内関係部署及び関係機関、団体等との一層の連携に努め、計画の総合的な推進を図ります。



## 第2章 計画の基本的な考え方

---

### 第1節 計画の基本理念

乳幼児期から高齢期まで市民一人ひとりのライフステージに対応した保健福祉施策サービスを充実していくとともに、市民相互の支え合い・助け合いによる地域福祉の活性化を図り、子ども、高齢者、障害のある人など、市民の誰もが健康で安心して暮らせる地域福祉のまちづくりを推進します。

### 第2節 基本目標

計画の基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を定め、本計画に掲げる施策・事業の展開を図ります。

#### 1. 誰もが健康で、その人らしい生き方を実現する

市民一人ひとりの尊厳が尊重され、生活の質（QOL）を基本に、誰もが健康に暮らし、その人らしい生き方を実現できる地域社会づくりを目指します。

#### 2. 利用者本位のサービス・システムを確立する

乳幼児期から高齢期に至るライフステージの各時期において、市民が必要とする保健福祉サービスを更に充実し、利用者本位のサービス・システムの確立を目指します。

#### 3. ノーマライゼーション社会を推進する

障害や病気、高齢などを理由に社会的に差別されることなく、就学・就労や地域活動など、生活のあらゆる場面で誰もが自由に参加・参画できるノーマライゼーション社会の実現を目指します。

#### 4. 市民主体の地域福祉を推進する

ボランティアやNPOの多様な展開と、保健福祉の各分野で活動する人々の相互交流とネットワーク活動を支援し、市民主体の地域福祉を推進します。

#### 5. 若い世代の参加と世代間の交流を促進する

地域における保健福祉活動の様々な機会に若い世代の参加・参画を促し、活動を通じて世代間の交流を促進することで、ともに支えあい助け合う地域社会の構築を図ります。

### 第3節 ライフステージに基づく分野別施策の展開

ライフステージ別諸施策の展開

ライフステージ	乳幼児期	学齢期	成人期・壮年期		高齢期
おおむね	(0歳～5歳)	(6歳～17歳)	(18歳～39歳)	(40歳～64歳)	(65歳以上)
地域福祉計画	子どもを産み、育てやすいまちづくり	ボランティア・福祉教育の推進	ボランティア活動の推進・リーダー等の育成、地域福祉に関する理解・啓発、高齢者、障害のある人が暮らしやすいまちづくり		
健康増進計画	(母子の健康づくり)母子保健計画	基本的な生活習慣の確立	生活習慣病の予防		健康維持介護予防
健康日本21の9分野(栄養・食生活、身体活動・運動、休養・心の健康づくり等)					
きよせ次世代育成支援	子育て支援、保育サービス	子どもの健全育成	仕事と子育ての両立推進 安心して子育てできる環境づくり		
障害者計画	障害児の保育、療育	就学指導・相談、特別支援教育	障害者の就労・社会参加の支援、各種障害福祉サービスの充実		
高齢者保健福祉計画			介護予防事業、健康・生きがいづくり、高齢者の就労支援		介護保険事業計画

## 第4節 分野別計画の体系

<部(計画の基本理念)>

<章>

<節>

第1部 総論 保健福祉を総合的に進めるために (保健福祉総合計画)	第1章 計画の策定にあたって	第1節 計画策定の背景・趣旨	
		第2節 計画の位置づけ	
		第3節 計画の期間	
		第4節 計画の策定体制	
		第5節 計画の評価と総合的推進	
	第2章 計画の基本的な考え方	第1節 計画の基本理念	
		第2節 基本目標	
		第3節 ライフステージに基づく分野別施策の展開	
		第4節 分野別計画の体系	
	第3章 人口の推移と推計		
第2部 各論	第1章 地域福祉計画の基本理念	第1節 計画の基本理念	
		第2節 前期計画の評価と地域福祉の課題	
		第3節 地域福祉の推進	
	I みんなで地域福祉を進めるために (地域福祉計画)	第2章 地域福祉計画の基本施策	第1節 福祉サービスを上手に利用できる仕組みづくり
			第2節 福祉サービスの充実のために
			第3節 みんなが参加し、行動に移せる場を
	第3章 地域福祉を推進するために	第1節 総合的な地域福祉の展開	
		第2節 市民との連携・協働	
	II 子どもから高齢者まで健康で心豊かに すごせるまち (健康増進計画「きよせ健康づくり21」)	第1章 計画の策定にあたって	第1節 策定の背景・趣旨
			第2節 計画の期間
第3節 計画の対象			
第2章 計画の理念・目標		第1節 計画の理念・目標	
第3章 保健事業を取り巻く市の現状		第1節 医療費の動向	
		第2節 主要死因の状況	
		第3節 分野別にみた本市事業の実施状況	
第4章 具体的な取り組みの推進		第1節 栄養・食生活	
		第2節 身体活動・運動	
		第3節 休養・心の健康づくり(重点)	
		第4節 たばこ	
		第5節 アルコール	
		第6節 歯の健康	

		第7節 糖尿病・メタリックシンドローム(重点)
		第8節 循環器疾患(重点)
		第9節 がんの予防(重点)
	第5章 健康なまち「きよせ」の実現に向けて	第1節 健康づくりと市の役割
		第2節 計画の評価と見直し
Ⅲ 子どもたちがのびのび育つために (きよせ次世代育成支援行動計画・後期計画)	第1章 総論(計画を策定するにあたって)	第1節 計画策定の背景
		第2節 計画の位置づけ(前期計画との関連)
		第3節 計画の期間
		第4節 計画の基本理念
		第5節 計画の基本的視点
	第2章 清瀬市次世代育成支援の現状と課題	第1節 現状
		第2節 清瀬市の次世代育成支援関連施策等の状況
		第3節 前期計画の評価
	第3章 後期計画の目標と重点課題	第1節 後期計画の基本目標
		第2節 後期重点課題
	第4章 後期行動計画	第1節 施策体系
		第2節 人口推計
		第3節 目標ごとの現状及び施策の方向性
	第5章 目標事業量	
	第6章 今後の取組み	第1節 推進体制の整備
第2節 地域との協働		
Ⅳ 障害のある人がいきいきと暮らせるために (障害者計画・第2期障害福祉計画)	第1章 障害者計画の基本理念	第1節 計画の法的位置づけ
		第2節 計画の基本理念
	第2章 障害のある人がいきいきと暮らせるまちづくり	第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備
		第2節 社会参加や就労の促進
	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり	第1節 理解と交流の促進
		第2節 福祉のまちづくりの推進
	第4章 障害のある人の生活を支えるまちづくり (第2期障害福祉計画)	第1節 重点施策と数値目標
		第2節 障害福祉サービス等の充実
第1章 高齢者保健福祉計画の基本理念	第1節 基本理念及び基本目標	
	第2節 計画対象人口の推計	

V 高齢者がいきいき 暮らせるために (高齢者保健福祉 計画・第4期介護保 険事業計画)	第2章 高齢者がいきいき 暮らせるための施策 の展開	第3節 前期計画の評価と高齢者施策・介護保 険サービスの課題
		第1節 一人ひとりがその人らしくいきいき暮ら すために
		第2節 いつまでも元気に介護を必要とせずに 暮らすために
		第3節 介護が必要となっても安心して暮らす ために
		第4節 住み慣れた地域で安心して暮らすため に
	第5節 身近な地域相談・ケア体制の構築	
	第3章 介護保険サービス の利用見込みと事業 量の設定 (第4期介護保険 事業計画)	第1節 介護給付・予防給付のサービスの利用 見込み
		第2節 第1号被保険者の保険料の設定

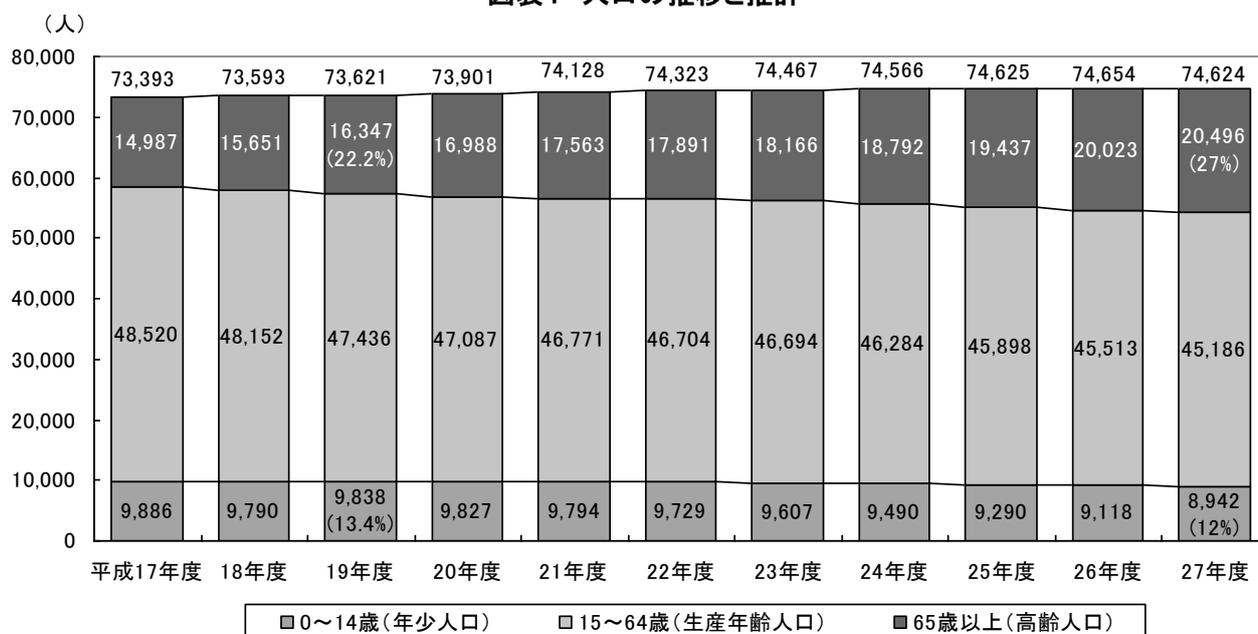
### 第3章 人口の推移と推計

平成19(2007)年10月現在、本市の総人口は73,621人、年齢三区分別では年少人口9,838人(13.4%)、生産年齢人口47,436人(64.4%)、高齢人口16,347人(22.2%)となっています。

推計人口では、本計画の最終期間である平成27(2015)年度の総人口74,624人、年少人口8,942人(12%)、生産年齢人口45,186人(61%)、高齢人口20,496人(27%)で、総人口が微増するなかで、年少人口はゆるやかに減少し、生産年齢人口の減少と高齢人口の顕著な増加が特色となっています。

なお、年少人口や高齢人口は、次世代育成支援行動計画や高齢者保健福祉計画(第4期介護保険事業計画)で更に分析しています。

図表1 人口の推移と推計

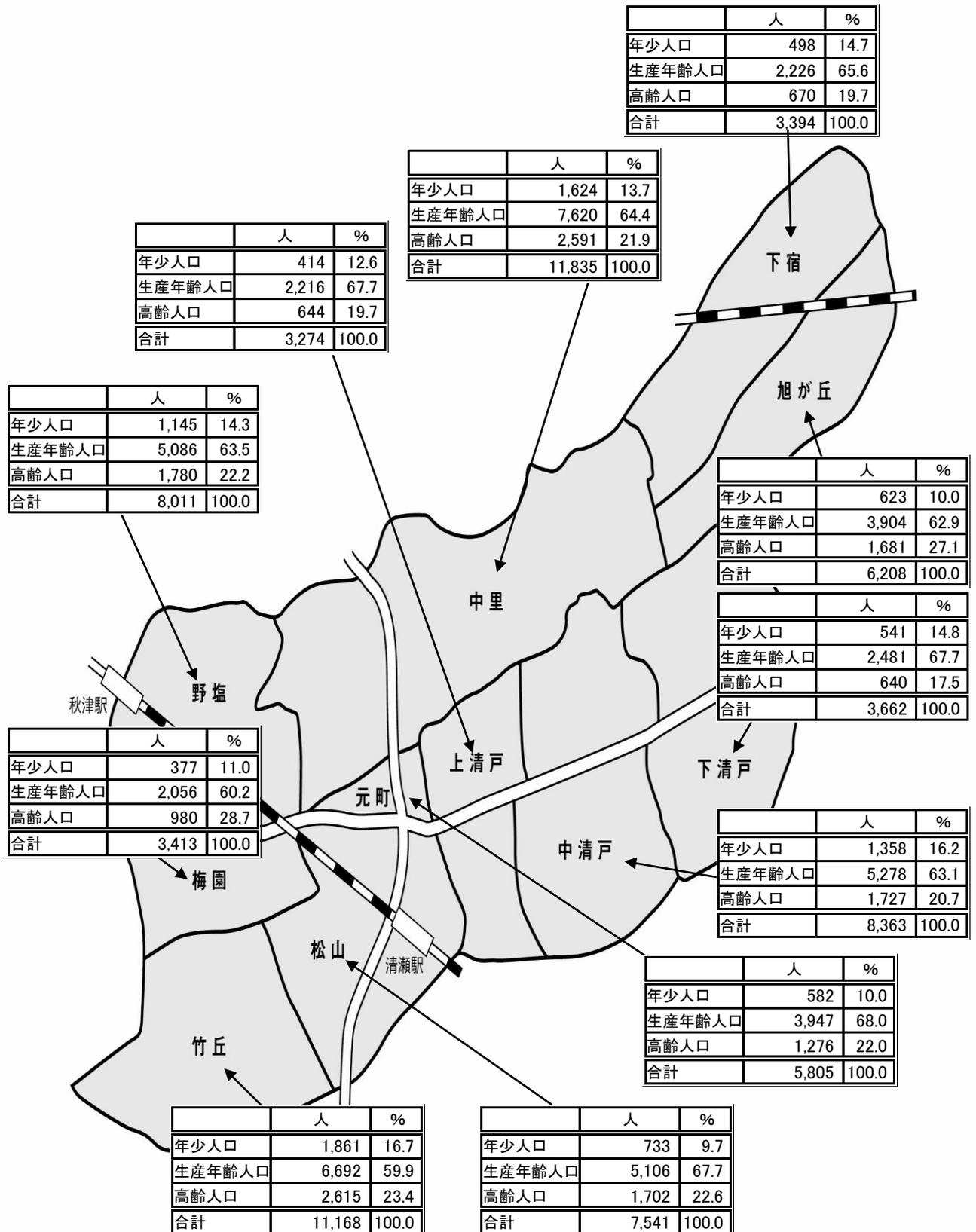


※平成17~19年度：実績値、平成20年度以降：推計値

※本推計は、住民基本台帳人口(外国人人口を含む)(平成16年~19年の各10月1日時点)を基に、コーホート変化率法により算出。

※本市は、平成18年度には超高齢社会に突入しました。国連では、高齢化率(65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合)が7%以上14%未満を高齡化社会、14%以上21%未満を高齡社会、21%以上を超高齡社会と呼称します。

■地区別・年齢三区分別人口（平成19年10月1日現在）



(注) 清瀬市にはこの他に外国人の方が947人登録しています。

図表2 (参考)平成 20 年度と平成 27 年度の人口ピラミッド

